委	任	状	令和	年	月	日
	<b>=</b> :	話番号		(	)	

	住 所			
任む			電話番号	( )
者人	氏 名	(1)	生年月日	明治・大正・昭和・平成
$\smile$	(署名)	(H)	土平月口	年 月 日

私は、次の者を代理人と定め、下記の手続きに関する権限を委任します。

代理(窓口に	住 所		電話番号	( )
人 来る	氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	【		・本籍記載:□必要・続柄記載:□必要・続柄記載:□必要番・  □附票	世
※委任も	□印銀	<b>養登録】</b> 監 <b>登録申請</b> 、「委任者本人が委任の意思表	□ <b>印鑑登</b> : 示はできるが、障害や負傷	

事情により文字を書くことができない場合」に限ります。委任者が遠方に出張中である、病気等により 委任の意思が不明確である等の理由では代筆が認められませんのでご注意ください。

	(代理人	委任者は、 <u>(代筆の理由)</u> で 字が書けないため、本人の意思を確認の上、私が委任状を代筆しました。					
代 筆	は代筆	住	所				
者	できませ	氏	名	(1)		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	λ	委任者続				電話番号	( )

- ・ 代理人は代筆者になれません。
- ・ 代筆の場合は、委任者の意思と代筆の了承を<u>必ず</u>得たうえでご記入ください。 ・ 偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、過料(住基法53条)及び

罰金・懲役(刑法157条・159条)や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。